

【議案第 2 号】

平塚市営住宅条例の一部改正について

1 改正内容

市営住宅駐車場の有効活用に対応するため、条例の一部を改正します。

2 改正理由

市営住宅駐車場は、入居者の高齢化や単身入居者の増加により、駐車場の利用率が平成 27 年度では約 65% でしたが、現在では約 50% となっており、年々、低下しています。

又、利用されていない駐車場について、日頃より入居者等から追加利用の声もありましたが、現行条例では 1 戸につき 1 件と規定されているため、複数台の利用を認めることが出来ませんでした。

そのため、平塚市営住宅ストック総合活用計画（第 3 期）の中間見直しに伴い、全入居者にアンケートを実施したところ、入居者及び入居者の介護を目的とする親族から、駐車場の追加利用を希望する声を確認しました。

については、駐車場の追加利用を希望する者への有効活用として、条例の一部改正を行うものです。

3 新旧対照表（別紙のとおり）

改正前	改正後
（駐車場の利用申込み） 第 54 条 2 前項の規定による申込みは、 <u>市営住宅 1 戸につき 1 件限りとする。</u>	（駐車場の利用申込み） 第 54 条 2 前項の規定による申込みは、 <u>市営住宅ごとに市長が別に定める台数まですることができる。</u>
（駐車場の利用手続等） 第 56 条 5 駐車場利用決定者は、前項の規定により通知された駐車場の利用開始日から 10 日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。ただし、 <u>市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。</u>	（駐車場の利用手続等） 第 56 条 5 駐車場利用決定者は、前項の規定により通知された駐車場の利用開始日から 10 日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。ただし、 <u>市長が認める場合は、この限りでない。</u>

4 改正による効果

歳入（住宅駐車場使用料）の一定の増加が見込まれます。

5 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日施行予定。

平塚市営住宅駐車場の使用等に関する取扱いについて（案）

建築住宅課

- 1 「市営住宅 1 戸につき 1 件限り」から「市長が定める台数」とし、原則、1 戸につき 2 台までを上限とする。
- 2 「要介護等入居者又は同居者のために訪問する親族等」(以下、「訪問する親族等」という。)や入居者の介護等を目的とした訪問事業者等については、上記の 1 に加えて駐車場を利用することができる。
- 3 上記にあたっては、駐車場に空き台数がある場合に限る。

駐車場管理台数及び空き台数一覧（令和 6 年 1 2 月 1 日現在）

住宅名	駐車場台数	空き台数
市営中原上宿住宅	1 8 台	0 台
市営東中原住宅	2 3 2 台	1 0 1 台
市営龍城ヶ丘住宅	1 5 0 台	9 1 台
市営田村宮の前住宅	1 4 2 台	6 2 台
市営虹ヶ浜住宅	6 1 台	3 6 台
市営虹ヶ浜東住宅	5 0 台	2 3 台
市営虹ヶ浜西住宅	3 0 台	1 5 台
市営出縄中谷戸住宅	1 3 台	1 台
市営公所谷戸住宅	4 台	2 台
市営万田貝塚住宅	1 0 8 台	2 8 台
合計	8 0 8 台	4 2 1 台

【議案第 2 号】

平塚市営住宅条例の一部改正について

1 改正内容

コンフォール平塚住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正します。

2 改正理由

コンフォール平塚住宅は、平成 12 年度から 20 年間の期限で都市再生機構から借上げて、借上期間の満了となる令和 2 年 3 月 31 日までに明け渡してもらう条件で入居を承認していました。

しかし、高齢者専用住宅として、当時の入居条件は 65 歳以上の方を対象となっており、20 年の経過時点ではさらに高齢化が進み、自力での住み替えが困難な方もいましたので、令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間の期限付きで都市再生機構から再借上げしました。

この度、入居者の身体状況や生活環境を配慮し、協議を重ねた結果、令和 7 年 3 月 31 日の期間満了には、他の市営住宅や県営住宅等に住み替えが完了することになります。

については、コンフォール平塚住宅は市営住宅としての用途廃止のため、条例の一部を改正します。

3 新旧対照表（別紙のとおり）

別表第 1（第 3 条関係）

市営住宅

名称	所在地
コンフォール平塚住宅	平塚市浅間町11番街区内

コンフォール平塚住宅の用途廃止に伴い、別表第 1 号から削除します。

4 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日施行予定。

平塚市営住宅条例の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
(駐車場の利用申込み) 第54条 省略 2 前項の規定による申込みは、<u>市営住宅1戸につき1件限りとする。</u> 3 省略 (駐車場の利用手続等) 第56条 省略 2～4 省略 5 駐車場利用決定者は、前項の規定により通知された駐車場の利用開始日から10日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。ただし、市長が<u>特別な理由があると認める場合</u>は、この限りでない。	(駐車場の利用申込み) 第54条 省略 2 前項の規定による申込みは、<u>市営住宅ごとに市長が別に定める台数まですることができる。</u> 3 省略 (駐車場の利用手続等) 第56条 省略 2～4 省略 5 駐車場利用決定者は、前項の規定により通知された駐車場の利用開始日から10日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。	駐車場の利用申込みについて見直すほか、コンフォール平塚住宅の用途廃止に伴い別表を整備する。

現行	改正案	改正要旨														
別表第1(第3条関係) 市営住宅 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>出縄中谷戸住宅</td><td>平塚市出縄437番地</td></tr><tr><td>コンフォール平塚住宅</td><td>平塚市浅間町11番街区<u>内</u></td></tr></table>	名称	所在地	省略		出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地	コンフォール平塚住宅	平塚市浅間町11番街区 <u>内</u>	別表第1(第3条関係) 市営住宅 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>出縄中谷戸住宅</td><td>平塚市出縄437番地</td></tr></table>	名称	所在地	省略		出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地	
名称	所在地															
省略																
出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地															
コンフォール平塚住宅	平塚市浅間町11番街区 <u>内</u>															
名称	所在地															
省略																
出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地															